

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		分離肉用牛 農 業	イ	
	不動産	ウ		
	利 子	エ		
	配 当	オ		
	給 与	カ	(内専給)	
	雑	公的年金等	キ	
		その他	ク	
	総合譲渡	短 期	ケ	
		長 期	コ	
一 時	サ			
2 所得金額	事業	営業等	①	
		免税所得		
		農 業	②	
	不動産	③		
	利 子	④		
	配 当	⑤		
	給 与	⑥		
雑	⑦			
総合譲渡・一時	⑧			
合 計	⑨			
繰越損失				

「1収入金額等」「2所得金額等」について		
事業	営業等	ア：卸売業、小売業、製造業、建設業、金融業及び不動産業、運輸、通信業、サービス業などから生ずる収入、及び、大工、保険外交員、音楽教師、集金人などの事業から生ずる収入 ①：営業等の所得＝総収入金額－必要経費
	農業	イ：米、野菜、果樹などの栽培及び生産、家畜などの飼育、酪農品の生産などから生ずる収入 ②：農業所得＝総収入金額－必要経費
不動産	ウ：貸家、アパート、貸店舗、地代、駐車場などから生ずる収入 ③：不動産所得＝総収入金額－必要経費	
利子	エ：所得税の源泉分離課税の対象とならない特定の利子 ④：利子所得＝収入金額	
配当	オ：株式や出資の配当などから得た収入 ⑤：配当所得＝収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子 *上場株式等の配当で住民税は申告不要とする配当がある場合は、その金額は記載しない	
給与	カ：給料、賞与、賃金などの収入（収入金額は手取り額ではなく源泉徴収税額や社会保険料等の諸控除を差引く前の金額です。） ⑥：給与所得の求め方は右記を参照してください。	
雑所得	公的年金等	キ：国民年金、厚生年金（基金含む）、農業者年金、恩給等の年金 ※遺族年金、障害者年金、老齢福祉年金等は非課税所得となります。 ⑦：公的年金等の所得の求め方は右記を参照してください。
	その他	ク：互助年金、郵便年金、生命保険契約に基づいて支給される年金、原稿料、講演料などの収入 ⑦：その他の雑所得＝総収入金額－必要経費
総合課税の譲渡・一時	譲渡・・・土地・建物以外の資産(動産)の譲渡により生ずるもの（特別控除50万円） ケ：短期譲渡・・・取得の日から5年以内に譲渡されたもの コ：長期譲渡・・・取得の日から5年を超えて譲渡されたもの サ：一時・・・営利目的の継続的行為から生じたものでなく、労務に対する対価でもなく、一時的な性質を持っているもの（特別控除50万円）生命保険の満期金や解約返戻金、一括受取の個人年金など ⑧：総合譲渡・一時所得＝短期譲渡所得+（長期譲渡所得+一時所得）×1/2	

給与所得の求め方			
給与収入金額（円）	給与所得金額（円）	給与収入金額（円）	給与所得金額（円）
～650,999	0	1,628,000～1,799,999	(収入額÷4=A) A×2.4
651,000～1,618,999	650,000	1,800,000～3,599,999	千円未満の 端数切捨て A×2.8－180,000
1,619,000～1,619,999	969,000	3,600,000～6,599,999	A×3.2－540,000
1,620,000～1,621,999	970,000	6,600,000～9,999,999	収入額×0.9－1,200,000
1,622,000～1,623,999	972,000	10,000,000～	収入額－2,200,000
1,624,000～1,627,999	974,000		

公的年金等の所得の求め方			
65歳未満（昭和28年1月2日以後に生まれたかた）		65歳以上（昭和28年1月1日以前に生まれたかた）	
公的年金等の収入金額（円）	年金所得（円）	公的年金等の収入金額（円）	年金所得（円）
～700,000	0	～1,200,000	0
700,001～1,299,999	収入額－700,000	1,200,001～3,299,999	収入額－1,200,000
1,300,000～4,099,999	収入額×0.75－375,000	3,300,000～4,099,999	収入額×0.75－375,000
4,100,000～7,699,999	収入額×0.85－785,000	4,100,000～7,699,999	収入額×0.85－785,000
7,700,000～	収入額×0.95－1,555,000	7,700,000～	収入額×0.95－1,555,000

6 給与所得の内訳	日給などの給与所得のある人で源泉徴収のないかたは、収入金額の内訳を記入してください。
7 事業・不動産所得に関する事項	事業所得、不動産所得のあるかたは、営業・農業・不動産のいずれかを所得の「種類」欄へ記入し、種類毎に所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等を記入してください。併せて、それぞれ収支内訳書を提出してください。 なお、事業専従者がいるかたは、「11事業専従者に関する事項」に記入してください。
8 配当所得に関する事項	配当所得があるかたは、会社名と支払確定月、収入金額等を記入してください。 *上場株式等の配当で住民税は申告不要とする配当がある場合は、その金額は記載しないないでください。
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項	雑所得(公的年金等以外)があるかたは、種類、所得の生ずる場所、必要経費を記入してください。
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項	総合課税の対象となる譲渡所得（土地、建物等の分離課税となる譲渡は除く）及び一時所得の内訳を記入してください。
11 事業専従者に関する事項	事業所得があり、専従者がいる場合は、氏名、続柄、生年月日、月数、専従者給与(控除)額を記入してください。
12 別居の扶養親族等に関する事項	扶養親族が市外に住所を有する場合は、住所、氏名を記入してください。
13 事業税に関する事項	必要事項があれば記入してください。
14 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項	控除を受けようとする場合は記入してください。
15 寄附金に関する事項	寄附先の区分ごとに寄附金を分けて記入してください。

6 給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					
合計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	専従者控除額	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期				イ
	長 期				ロ
一 時					ハ
右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。 右のニの金額を表面の④の所得金額欄へ記入してください。					ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	月数	専従者給与(控除)額

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	続柄	生年月日	月数	専従者給与(控除)額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
前年中の開廃業	開始・廃止	

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配 当 割 額 控 除 額	株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	条 例 指 定 分
都道府県、市区町村分 住所地の共同募金会、日本支部分	都道府県 市区町村

所得税に関する事項

算 出 税 額	所 得 税 額	所 得 税 額
住宅借入金等特別控除	申 告 納 税 額	